

資料1

消防分団センター整備事業
施設整備概要書

令和7年12月18日

目 次

I	施設整備概要.....	1
	(1) 基本条件.....	1
	(2) 関係法令・参照基準等.....	1
	(3) 敷地について.....	1
	(4) 周辺インフラ整備状況.....	1
	(5) 地盤状況.....	2
	(6) 土壌汚染、埋蔵文化財等.....	2
II	設計条件.....	3
	(1) 基本的な考え方.....	3
	(2) 施設の構成及び規模.....	3
	(3) 構造種別.....	4
	(4) 諸室計画.....	4
	(5) 設備計画.....	5
	(6) 外構計画.....	5
	(7) その他.....	5

I 施設整備概要

(1) 基本条件

①三井分団センター

- ・ 事業計画地の住所地番：石川県輪島市三井町長沢 1 - 4 5 - 6
- ・ 敷地面積（施工範囲）： 約313㎡
- ・ 地域・地区： 都市計画区域外、景観形成重要地域（陸）

②阿岸分団センター

- ・ 事業計画地の住所地番：石川県輪島市門前町是清イ字 2 番地
- ・ 敷地面積（施工範囲）： 約272㎡
- ・ 地域・地区： 都市計画区域外、景観形成重要地域（陸）

③諸岡分団センター

- ・ 事業計画地の住所地番：石川県輪島市門前町道下 1 6 3 - 1
- ・ 敷地面積（施工範囲）： 約500㎡
- ・ 地域・地区： 都市計画区域外、景観形成重要地域（陸）

(2) 関係法令・参照基準等

本事業の実施にあたっては、次に掲げる法令等のほか、本事業を行うにあたり適用となる関係法令及び条例、規則を遵守すること。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・ 輪島市景観条例（平成21年輪島市条例第50号）
- ・ 輪島市景観条例施行規則（平成22年輪島市規則第4号）
- ・ その他関係法令等

(3) 敷地について

敷地の詳細については、「資料2 敷地の概要」による。

(4) 周辺インフラ整備状況

インフラ整備に関しては、必要に応じて応募者各自で現地を確認すること。

① 上水道の引込み、排水の処理

給水管配置、排水設備等については敷地や周辺の状況も踏まえて輪島市と相談して適宜提案すること。

② 電気

現況を確認の上、敷地や周辺の状況も踏まえて輪島市と相談して適宜提案

すること。

(5) 地盤状況

地盤状況の詳細については、「資料2 敷地の概要」による。

(6) 土壌汚染、埋蔵文化財等

本敷地に土壌汚染及び地中障害物等が発見された場合、輪島市がとるべき措置や本事業の継続を含めて事業者と協議する。

II 設計条件

(1) 基本的な考え方

① 配置計画

- ・本事業は、令和6年能登半島地震で被災した消防分団センターを整備するものであるため、地震等の災害発生時に機能を維持できること、迅速に出動できる配置及び動線計画には十分な配慮を行うこと。
- ・周辺環境を配慮しながら、全体の適切な配置や諸室配置を適切に図ること。

② 意匠計画

- ・施設の外観については、周辺地域・景観と調和した形態、色彩、構成とし、前述の輪島市景観条例を遵守すること。

③ 諸室の環境

- ・定員10名以上の待機室を設けること。
- ・簡易的な食事の提供ができる厨房を設けること。
- ・トイレ、手洗いを設けること。
- ・出動時に車両に資機材が積載しやすい位置に収納棚を設けること。

④ 防犯・防災計画

- ・セキュリティ計画には十分な配慮を行うこと。

⑤ 環境配慮計画

- ・環境に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等、環境への負荷低減、省エネルギー対策、自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とすること。

(2) 施設の構成及び規模

施設名	面積
消防分団センター	90㎡程度
車庫	35㎡以上
待機室（10名以上、厨房設備、押し入れを含む）	25㎡以上
トイレ	2㎡程度
収納庫	7㎡程度

(3) 構造種別

施設の構造については、応募者の提案による。

(4) 諸室計画

次の表の諸室を応募者によって配置を行う。

諸 室		内 容	冷暖房設備
消防分団センター	車庫	<ul style="list-style-type: none">・消防車が容易に出動できるように広さを十分に確保すること。・出動時に資機材が積載しやすい位置に棚を設けること。	—
	待機室	<ul style="list-style-type: none">・必要人員が休憩できるスペースを確保し、簡易的な食事が提供できるように、厨房設備を設けること。	○
	トイレ	<ul style="list-style-type: none">・1階にトイレを設けること。	—
	収納庫	<ul style="list-style-type: none">・消防団員の備品等が収納できるスペースを設けること。	—

(5) 設備計画

① 共通事項

- ・ 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・ 消防分団センターの全窓は寒冷地用の窓とする。

② 電気設備

- ・ コンセントは、各諸室に適宜設置する。
- ・ 外灯は、建物本体又は施設外構部に設置する。
- ・ 動力設備が必要な場合、各空調機、配管配線等を行う。
- ・ 電話設備、情報設備は、LAN・TVを接続できる設備を設置する。
- ・ 消防設備等を関係法規に基づき設置する。

③ 機械設備

- ・ 冷暖房設備完備の系統は、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- ・ 換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行う。
- ・ 設置される諸室において運転・停止、温度調整が可能な方式とする。
- ・ 給排水設備については、敷地や周辺の状態を考慮の上、提案すること。
- ・ 消火設備等は、消防法、条例に基づき設置する。

④ 什器備品

- ・ 待機室用のテーブルを用意すること。

(6) 外構計画

その他サイン、外灯設備は、応募者の提案による。

(7) その他

応募者は、本事業を行うにあたり地元企業、地元業者及び産品を極力取り入れるよう努めること。